

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 7 年 8 月 27 日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

八雲町長 岩 村 克 詔

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 八雲町役場庁舎等建設工事（機械設備）
- (2) 工事場所 二海郡八雲町 宮園町 地内
- (3) 工事期間 契約締結日から**令和 9 年 11 月 30 日まで**
- (4) 工事概要 八雲町役場庁舎等建設工事
(役場庁舎・公民館・保健センター・子育て支援センター・発達支援センター)
構 造：鉄骨造
階 数：3 階建て
延床面積：6,591.73㎡
建築面積：2,110.89㎡
公用車車庫：鉄骨造・平屋建て・延床面積150.12㎡
空気調和設備、換気設備、暖房設備、自動制御設備、衛生器具設備、
屋外給排水設備、屋内給排水設備、給湯設備、消火設備（屋内消火栓設備）
上記に伴う機械設備工事一式
その他詳細は別途閲覧に供する仕様書、図面による。
- (5) 本工事は、制限付一般競争入札参加申請書提出の際に工事施行成績の評定結果等（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価方式の工事である。
- (6) この工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は**特定建設工事共同企業体**であって、特定建設工事共同企業体の主な要件は(1)、(2)とする。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

- ア 発注工事の対応する令和 7 年度、令和 8 年度における競争入札に必要な資格等（令和 6 年八雲町告示第 163 号）に規定する**管工事**の資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- ウ 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第 3 条第 1 項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。
- オ 契約を締結する日（議会の議決日から 7 日以内）において建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 2 に定める経営事項審査を受けていること。
- カ **共同企業体の代表者は、経営事項審査において管の総合評定値が 970 点以上であること。**
また、**構成員は 1 者又は 2 者とし、八雲町における管工事の競争入札参加資格（令和 7**

年八雲町告示第42号)が、**A等級**に格付けされていること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

ク **共同企業体の代表者は建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。**

ケ 共同企業体の代表者は、**北海道内に営業所**(建設業許可申請書別表又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式1号別表又は別表二(2))の「主たる営業所または従たる営業所」、の欄に記載されているものをいう。)を有する者であること。

また、構成員は、**八雲町管内に、主たる営業所**(建設業許可申請書別表又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式1号別表又は別表二(2))の「主たる営業所」、の欄に記載されているものをいう。)を有する者であること。

コ 本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。

サ 共同企業体の代表者は、過去15年間(平成22年以降)に、北海道内において元請として施工した次の実績を有すること。

①発注者 国、北海道、地方公共団体

②構造 非木造

③面積 ー

④請負金額 3億円以上

⑤用途 ー

⑥種類 建物の新築又は改築に係る機械設備工事

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が30%以上の場合のものに限る。

シ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者で、かつ、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に**専任で配置**できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、3ヶ月に満たない場合であっても、3ヶ月以上の雇用関係にあったものとみなす。

ス 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

セ 代表者には一級管工事施工管理技士が在席していること。

ソ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

○受託者 二本柳慶一・隈研吾設計共同企業体

タ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。))。

なお、上記の関係がある場合に辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取することは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法(明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。)第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第

2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されるとみとめられる場合

上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

イ 構成員の数は、代表者含めて2者又は3者であること。

ウ 各構成員の出資比率は、2社の場合30%以上、3者の場合20%以上であること。

エ 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

ウ 技術提案書

エ 配置予定技術者調書（別記第4号様式）

（配置予定技術者の保有資格を証明する書類及び雇用関係の確認できる書類を添付）

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁発注工事を含む。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経験を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更

（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延長されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

オ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（第5号様式）及び特定建設工事共同企業体協定書（第5-1号様式）

カ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

キ 経営事項審査通知書（審査基準日が契約の日の前1年7ヶ月以内）写し

ク 特定建設業許可の写し

ケ 返信用封筒（簡易書留料金分切手貼付）

（2）技術提案の内容

技術提案の内容は、「落札者決定基準」において定める。なお、留意事項については以下のとおりとする。

ア 企業の技術的能力

① 八雲町が所管する当該工事資格における過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の工事施工成績評定の平均点（申請書提出前に町長の証明を受けること）又は北海道建設部建設政策局建設管理課が公表している総合評価用工事施工成績（令和7年4月1日から公告する工事に適用）により評価する。

② ISOの取得の有無

③ 記載様式は様式1とする。

イ 配置予定技術者

① 代表者の配置予定技術者を評価する。

② 現場代理人及び主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等が最も低い者で評価する。また、配置予定技術者の変更については、3の（1）のエによる。

③ 国家資格を有する主任技術者とは、1級管工事施工管理技士の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。

④ 監理技術者は、③の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

⑤ 記載様式は様式2とする。

ウ 地域精通度

① 当該工事個所と同じ地域での官公庁発注工事の施工実績として、地域精通度に関する調書を提出すること。

記入要領等

・過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日）の工事箇所と同じ地域（八雲町管内又は北海道内）での施工実績（工事が完成し、引渡済みのものに限る。）の内、最大の規模の工事1件について記載すること。

・受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。

・工事施工実績を証明するものとして、契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経

常建設共同企業体附属協定書の写し又は CORINS 登録の写しを添付すること。

- ② 記載様式は様式 3 とする。

エ 地域貢献度

- ① 地元企業の活用の有無

有の場合は、別途活用計画書（書式は任意）を添付

- ① 地元企業の活用の有無

有の場合は、別途調達計画書（書式は任意）を添付

- ② ボランティアの活動の証明

過去 2 年間(令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日) のボランティア活動を証明するものとして、活動内容のわかる資料を添付すること。

- ③ 災害協定参加の有無

- ⑤ 記載様式は様式 4 とする。

- (3) 提出期間

令和 7 年 8 月 27 日（水）から令和 7 年 9 月 12 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

但し、技術提案書の提出期間は、令和 7 年 10 月 10 日（金）の午後 5 時までとする。

- (4) 提出場所

二海郡八雲町住初町 138

八雲町役場建設課

- (5) 提出方法

持参又は郵送によるものとし、郵送は提出期間内に必着とする。

なお、技術提案は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

- (6) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

- (7) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

（ア） 工事現場への立入調査や施行計画の立案等の工事準備に未着手である場合、工事が完成し事務手続のみが残っている場合、工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

イ 申請書類の提出後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定技術者の変更を承認した場合を除く。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有する

かどうかの審査を行い、その結果を令和7年9月19日（金）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和7年10月1日（水）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

電話番号0137-62-2115 内線295

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所

二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場

- (2) 入札日時

令和7年10月15日（水） 9時30分

8 郵便等による入札

- (1) 郵便等入札とする。ファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 入札書提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時

- (3) 入札書提出場所

049-3192

北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場建設課

9 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が特定建設工事共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。

なお、詳細は建設工事における入札ボンド制度の試行に伴う実施要領を参照すること。
また、提出される証書の保証期間は、契約を締結する見込みの期間が含まれていること。

入札保証金（入札ボンド）の提出期間：9月19日（金）～10月10日（金）

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、八雲町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

12 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、電子データによる設計図書等を公開しているので確認すること。

ア 閲覧期間

令和7年8月27日（水）から令和7年10月14日（火）まで

イ 閲覧場所

<https://www.town.yakumo.lg.jp/life/2/13/>

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和7年8月27日（水）から令和7年10月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

二海郡八雲町住初町138
八雲町役場建設課

(3) 質問に対する回答は、八雲町公式ホームページで公表する。

ア 閲覧期間

令和7年8月27日（水）から令和7年10月14日（火）まで

イ 閲覧場所

<https://www.town.yakumo.lg.jp/life/2/13/>

13 落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

ア 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)により算出した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

次の方法により総合的な評価を行う。

ア 2に規定する要件を満たし、予定価格以内の価格で入札している者には、標準点100点を付与する。

イ 技術提案の評価により、技術評価点として最大16点の加算点を付与する。

ウ 総合評価はア及びイにより得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した数値を用いて行う。

(3) 評価項目

技術提案に係る評価項目は、次に掲げる事項とする。

ア 企業の技術的能力に関する事項

イ 配置予定技術者に関する事項

ウ 地域精通度に関する事項

エ 地域貢献度に関する事項

14 支払条件

(1) 前金払

各会計年度ごとに、それぞれの出来形部分等予定額の4割に相当する額以内とする。ただし、低入札調査を受けた者との契約については、2割に相当する額以内とする。なお、**令和7年度については、前払金の請求はできない。**

(2) 中間前金払

各会計年度ごとに、それぞれの出来形部分等予定額の2割に相当する額以内とする。

(3) 部分払

会計年度ごとに、1回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金の変更が確定するまでの間は部分払額の歳出基礎に算定しない。なお、**令和7年度については、部分払の請求はできない。**

15 支払限度額等

総工事に対する支払限度額及び出来形部分等予定額の会計年度ごとの割合は、次のとおりとする。

(1) 支払限度額の割合

令和8年度 出来形部分等予定額の90%

(2) 出来形部分等予定額の割合

令和8年度 45%

令和9年度 55%

16 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定する八雲町議会の議決を要する工事であるので、落札者を決定した場合は仮契約書を締結し、八雲町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

17 予定価格等

(1) 予定価格 **664,070,000円（税抜603,700,000円）**

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格を設定している。

(3) 入札の執行回数は1回とする。

(4) 入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるので、内訳書を作成の上、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

18 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由について、落札者の通知の日の翌日から起算して3日（休日を除く）以内に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道二海郡八雲町住初町138番地

北海道二海郡八雲町役場建設課

(2) 決定理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書

面により回答する。

19 ペナルティ

落札者の責により、技術提案のうち配置予定技術者、地域貢献度について履行できない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。

違約金（千円止め）

＝（契約金額（税抜）／標準値＋加算点）×（不履行となった加算点）

20 その他

- （１） 開札の時ににおいて、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第132条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- （２） 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期または取りやめ、公正取引委員会への通報を行うことがあります。
 - イ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、請負金額の10%を損害賠償として徴収し、場合により契約を解除することがあります。
- （３） 入札に参加する者は、建設工事競争入札心得（総合評価方式）及び郵便等入札の取扱いについて（八雲町公式ホームページで確認すること。）、その他関係法令の規定を承知すること。
- （４） 入札参加者が１者のみとなった場合は、当該入札を中止する。なお、入札参加者が１者のみの場合とは次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 競争入札参加資格申請書の提出期限において、１者のみの申請だった場合
 - イ 競争入札参加資格確認後、参加資格ありの者が１者のみとなった場合
- （５） この入札の執行は、公開する。
- （６） この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、契約の締結後（工事にあつては、工事完成検査合格後）に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による売掛債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について、契約者が債権譲渡承諾依頼書を八雲町に提出し、八雲町が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、八雲町が指定する様式により依頼すること。
- （７） その他入札に関する問合せ先
八雲町役場建設課
電話番号0137-62-2115 内線295

【入札説明書別記】

「２ 入札に参加する者に必要な資格」の説明

２の(1)のア関係

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た管工事です。

２の(1)のシ関係

管工事の場合

- (ア) 国家資格を有する主任技術者とは、**１級管工事施工管理技士又は１級配管技能士**を有する者とし、また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。

ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、**２級管工事施工管理技士又は２級**

配管技能士を主任技術者とすることができます。

- (イ) 監理技術者は、(ア)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。